

希望制（公募型）指名競争入札の入札説明書

令和8年10月2日

1 営業種目	営業種目	「131 賃貸業務」	取扱品目	
2 件 名	本庁舎電話録音システムの賃貸借（複数年度契約） 契約管財課			
3 履行場所	区指定場所			
4 概 要	【参考製品】 トビラシステムズ株式会社製 トビラフォンBiz 32ch 1機 トビラフォンBiz 48ch 1機 日本電気株式会社製 PBX 用ゲートウェイ機器 品番：MG-100NGN-E 2機 ライセンス品番：SV95CT PORT CAPA LICS 〈3 8 4〉 1ライセンス ※参考品に替えて同等品以上の物品で納入する場合は、カタログ・規格表等の客観的資料を提示のうえ、本入札の質問期間において、区に確認し区の承諾を得ること。			
5 賃貸借期間	令和9年2月1日から令和12年1月31日まで（36月）			
6 予定価格	公表しない			
7 最低制限価格	設定しない			
8 入札方法	共同運営電子調達サービスによる。 （注1）落札決定にあたっては、入札単価に100分の110を乗じた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約単価とするので、消費税法の規定による課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札時に入力すること。 （注2）入札金額は、賃貸借期間（36月）の総額を入力すること。 （注3）提出した入札書の書換え、引換え又は撤回はできないものとする。			
9 入札参加資格条件	（1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 （2）「1 営業種目」で掲げる営業種目について、東京都板橋区の競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有していること。 （3）東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成17年3月区長決定）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。 （4）東京都板橋区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月区長決定）に基づく入札参加排除措置期間中でないこと。 （5）信用失墜行為、手形の不渡り等、入札に参加することが不適当と認められる事由のないこと。 （6）経営不振の状態（会社更生法第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等）でないこと。 （7）組合が申請する場合、当該組合の構成員は同一の案件に申請できない。 ※組合が申請する場合、当該組合の構成員の名称及び共同運営電子調達サービスでの受付番号が明示された名簿等を、希望申請時の添付資料に添付すること。 なお、構成員の名称及び共同運営電子調達サービスでの受付番号が明示されていない名簿等が添付されている場合、名簿等が添付されていない場合は入札参加に係る資格条件を満たしていないものとして取り扱う。 （8）「13 申請期間」内における申込時点で、共同運営電子調達サービス上の東京都板橋区競争入札参加資格申請営業種目（取扱品目含む。）の上記の営業種目（取扱			

	品目含む。)に登録があり、その種目の共同運営格付A・B・Cに等級格付けされていること。
10 公正な入札の確保	(1) 指名を受けた者（以下「入札参加者」という。）は、競争入札等参加者心得（電子調達案件用）（以下「入札心得」という。）を遵守すること。 ※共同運営電子調達サービスのお知らせ情報板橋区にて確認可能。 (2) 入札参加者は、入札に当たっては、ほかの入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額含む。）その他入札に関する書類等についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。 (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、ほかの入札参加者に対して入札意思、入札価格（入札保証金の金額含む。）その他入札に関する書類等を意図的に開示してはならない。 (4) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。 <u>(5) 競争性を確保するため、希望（公募）によらずして区が入札参加資格条件を有しているものを追加で指名する場合がある。</u>
11 入札の無効	<u>下記のいずれかに該当する入札は、無効とする。</u> (1) 共同運営電子調達サービスにて配信する発注図書（「発注図書等受領」にて取得できる。）を受領していない者のした入札 (2) 入札参加の資格を有していない者のした入札 (3) 虚偽の申請を行った者のした入札 (4) 入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した者のした入札 (5) 入札又は開札時点で競争入札参加資格の取り消し又は失効等の理由により、競争入札参加資格を有していない者のした入札 (6) 入札金額を0円とした入札 (7) 明らかに連合によると認められる入札 (8) その他の入札に関する条件に違反した入札
12 申請方法	共同運営電子調達サービスによる。
13 申請期間	令和8年10月2日午前9時00分から令和8年10月9日午後4時00分まで
14 指名通知	令和8年10月14日に共同運営電子調達サービスで通知する。
15 仕様書等の配付	仕様書等については、令和8年10月14日以降に共同運営電子調達サービスからダウンロードすること。
16 質問及び同等品確認方法	仕様書等に対する質問がある場合、また、仕様書に参考品と同等以上を可とする旨の記載がある物品についての同等品確認は、指名通知及び仕様書等を受領後に共同運営電子調達サービスにて令和8年10月20日午後4時00分までに質問すること。 なお、同等品確認の質問の際は、『仕様書の参考品名・製造メーカー名・型番（型式）等』及び『納入予定製品の製造メーカー名・型番（型式）等』を正確に入力すること。 その際、必ず同等品製品の製造メーカーの製品カタログ（最新版）等の写しを「添付資料」に添付するものとし、「添付資料」の無い質問については回答しない。 ※データ添付を原則とするが、共同運営電子調達サービス上のデータ容量等により添付が困難な場合は、<u>事前に下記担当に電話で連絡した場合に限り</u>、メールでの提出を認める。ただし、この手続きによらず提出したものについては、添付資料なしの質問とみなし、回答はしないので注意すること。 【問い合わせ先】 板橋区役所 総務部契約管財課契約係 「本庁舎電話録音システムの賃貸借（複数年度

	契約) 契約管財課」担当 TEL 03-3579-2083 E-mail so-keiyaku@city.itabashi.tokyo.jp
17 回答の方法	質問に対する回答は、共同運営電子調達サービスにて供覧する。 供覧開始：令和8年10月22日午前10時00分から ※入札参加者は質問の有無にかかわらず、共同運営電子調達サービスに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認したうえで、入札に参加すること。 なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての入札参加者に適用する。
18 入札期間	指名通知書の発行日から令和8年10月28日午後1時30分(期限厳守) ※入札書受理書が発行されない場合は、不参扱いとなるので注意すること。
19 開札日時	令和8年10月28日午後1時35分
20 開札場所	共同運営電子調達サービス
21 入札執行の回数	最大3回 ※1回目の入札で落札者が無い場合は再入札を行う。この場合、共同運営電子調達サービス上で開札後に再度入札日時、開札予定日時等を記した「再度入札通知書」を送信するため確認し対応すること。ただし、1回目の入札において辞退、不参又は無効となった者は再度入札には参加できないものとし、3回目の入札を行う場合も同様とする。
22 最低入札参加者数	1者
23 落札者への通知	落札者には共同運営電子調達サービスを通じて開札日時以降に通知する。
24 落札者への契約書の配付方法	共同運営電子調達サービスに登録された本店所在地（代理人を選任している場合はその所在地）の住所に契約書を郵送する。
25 入札保証金	免除
26 契約保証金	免除
27 使用する契約条項	「貸借契約書（長期）」※板橋区ホームページを参照すること。
28 その他	(1) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、入札書に金額とともに入力したくじ番号に基づき落札者を決定する（共同運営電子調達サービス電子入札操作手順書（物品）参照のこと。）。 (2) 本件は指名競争入札であるため、「9 入札参加資格条件」に定める条件を満たしている場合でも指名しないことがある。 (3) 共同運営電子調達サービスでの電子入札に関する操作方法等の不明点については、「コールセンター TEL0570-05-1090」へ問い合わせること。